

令和6年度新ひだか町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算に係る「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を次のとおり公表します。

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準	趣 旨 等
実質赤字比率	—	13.43	20.00	一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	—	18.43	30.00	全会計に係る実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	10.9	25.0	35.0	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	25.8	350.0		一般会計等が負担する一部事務組合等も含めた実質的負担額の標準財政規模に対する比率

※ 標準財政規模とは、その団体の標準的な一般財源収入であり、標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額の合計。

早期健全化基準とは

自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準

- ・ 財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け。
- ・ 実施状況を毎年度議会に報告し公表。

財政再生基準とは

国等の関与による確実な再生が必要な基準

- ・ 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け。
- ・ 財政再生計画の策定にあたり、総務大臣の同意を得ていない場合は、災害復旧事業債を除き起債を制限。

【比率の推移】

(単位：%、ポイント)

区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	増 減
実質公債費比率	9.6	10.0	10.5	11.0	10.9	▲ 0.1
将来負担比率	41.6	35.2	28.9	28.2	25.8	▲ 2.4

2 資金不足比率

(単位：%、千円)

区 分	比 率	経営健全化基準	参 考		
			資金剰余額	事業の規模	趣 旨 等
水道事業会計	—	20.0	734,756	416,260	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率
下水道事業会計	—	20.0	0	346,124	
病院事業会計	10.8	20.0	▲ 123,723	1,136,443	

※ 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

健全化判断比率の算定概要

1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額	—			=	—
標準財政規模	9,432,165 千円				

実質赤字比率は、一般会計及び特別会計（公営企業会計等を除く）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、新ひだか町においては実質赤字額が生じていないため、比率は算定されていません。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字額	—			=	—
標準財政規模	9,432,165 千円				

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、新ひだか町においては連結実質赤字額が生じていないため、比率は算定されていません。

3 実質公債費比率

（単位：千円）

	実質公債費比率 (A+B-C)/(D-C)	公債費充当一般財源等額 A	準元利償還金額一般財源等額 B	基準財政需要額 C	標準財政規模 D
令和4年度	11.68174%	1,914,995	741,914	1,768,004	9,377,356
令和5年度	10.50134%	1,834,781	720,852	1,757,170	9,360,611
令和6年度	10.81007%	1,853,258	687,649	1,705,667	9,432,165
3ヵ年平均	10.9%				

実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費（借金の返済）等に充てた一般財源等の標準財政規模（交付税の基準財政需要額算入額を控除）に対する比率であり、新ひだか町は、これまで有利な地方債を活用して必要な公共投資を実施してきたことから適正な水準で推移しております。

4 将来負担比率

（単位：千円）

区 分	金 額	割 合
将来負担額 ①	23,062,706	100.0%
地方債の現在高	18,117,593	78.5%
債務負担行為に基づく支出予定額	62,652	0.3%
公営企業債等繰入見込額	3,860,772	16.7%
組合負担等見込額	154,875	0.7%
退職手当負担見込額	866,814	3.8%
設立法人の負債額等負担見込額	0	0.0%
連結実質赤字額	0	0.0%
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0.0%
充 当 可 能 財 源 等 ②	21,062,304	100.0%
充 当 可 能 基 金	3,566,423	16.9%
充 当 可 能 特 定 財 源	3,155,733	15.0%
基準財政需要額算入見込額	14,340,148	68.1%
標準財政規模 ③	9,432,165	
算入公債費等の額 ④	1,705,667	

①－②＝(A) 2,000,402

③－④＝(B) 7,726,498

(A)÷(B)＝ 25.8%

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき一般財源等（実質的な負債）の標準財政規模（交付税に基準財政需要額算入額を控除）に対する比率であり、新ひだか町では将来負担額の78.5%を地方債残高が占めています。

これは、実質公債費比率と同様に、地方債を活用して必要な公共投資を実施してきたことが主な要因となっておりますが、有利な地方債を活用していることから交付税の基準財政需要額算入見込額が充当可能財源等の68.1%を占めています。